**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**27**年**6月号**

**≪視点≫マイナンバー法施行に向けて　その３**

　　前回まで、マイナンバー法の概要とポイントについて掲載しました。今回はその準備対応について、手続毎の時期・内容についてお知らせしたいと思います。

**準備・実務対応**

1. 個人番号を利用する事務の洗い出し作業

マイナンバー法が個人番号の利用範囲として認められているのは、税・社会保障・災害対策分野　　　に限定されていますが、現時点において、300～400もの帳票類がマイナンバーに対応すると言われています。以下はその書類のうち税・社会保障に関するものの一例です。

【税務関係書類】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 記載対象 | 番号の記載及び提出時期（一般的な場合） |
| 所得税 | （国税） | 平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から | 平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告（平成29年2月16日から3月15日まで） |
| 個人住民税 | （地方税） |
| 個人事業税 | （地方税） |
| 法人税 | （国税） | 平成28年1月１日以降に開始する事業年度に係る申告書から | 平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで） |
| 法人住民税 | （地方税） |
| 法人事業税 | （地方税） |
| 法定調書 | （国税） | 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から | (例)平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで |
| 支払報告書 | （地方税） | 平成28年分の支払報告書から | (例)平成28年分給与支払報告書⇒平成29年1月31日まで |
| 申請書・届出書 | （国税・　地方税） | 平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から | 各税法に規定する、提出すべき期限 |

【社会保障関係書類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分野 | 主な届出書等の内容 | 施行日 |
| 雇用保険 | 以下の様式に「個人番号」を追加予定・雇用保険被保険者資格取得届・雇用保険被保険者資格喪失届　等以下の様式に「法人番号」を追加予定・雇用保険適用事業所設置届　等 | 平成28年1月1日提出分～ |
| 健康保険・厚生年金保険 | 以下の様式に「個人番号」を追加予定・新規適用届 | 平成29年1月1日提出分～ |

1. 社内システムの確認・改修作業

　①での洗い出し作業を終えた後は、関連する社内システムの改修が必要かどうかを検討する必要があります。給与経理や取引先の管理、不動産管理など、多くの社内システムを使用していると思われますが、これらのシステムにおいて、マイナンバー法に対応するために改修が必要となる場合があります。また、外部サービスを使用している場合であっても、連携のため改修が必要に場合もあるかと思われます。

このように改修の必要がある箇所を確認しておく必要があります。

　　　　　　　　　　　お問い合わせは当事務所まで！

**―　ご存知ですか？**

**平成３１年４月１日より月６０時間超の時間外は５割以上の割増率に！**

月間60時間超の時間外労働への割増賃金率については、本来５割以上の割増率にしなければなりませんが、現時点では中小企業についての適用は特例として猶予されていました。今回、国会に提出された労働基準法の改正案により平成３１年４月１日以降は５割以上の割増率を支払わなければならなくなる見通しです。６０時間超の時間外が現状として行われている場合には、今後の対応策を早めに考えておく必要がありそうです。　　　　　　　　　　　　　　　お問い合わせは当事務所まで！

**―　注目の助成金**

職場意識改善助成金（職場環境改善コース）

　概要

○労働時間等の設定・改善のために、職場意識改善計画（2年間）を作成し、取組を効果的に実施した

事業主に助成。その際に、下記成果目標を目指して実施することが必要とされます。

＜成果目標＞

A：年次有給休暇の取得促進⇒年間取得数を平均4日以上増加

B：所定労働時間の削減⇒月平均の時間外労働を5時間以上削減させる

対象事業主

雇用する労働者の**年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって、月間平均所定外労働時間数**

**が１０時間以上**であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主。

受給額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 成果目標の達成状況 | AB とも に 達成 | どちら か一方を達成 | どちら も未達成 |
| 補助率 | ３ ／ ４ | ５ ／ ８ | １ ／ ２ |
| 上限額 | １００万円 | ８３万円 | ６７万円 |

※労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、

上記ABともに達成の場合のみ、100万円を上限に助成

対象となる措置

◎労務管理担当者に対する研修　　◎労務管理ソフトウェア　　◎労働者に対する研修・周知・啓発

◎労務管理用機器　　◎外部専門家によるコンサルティング　　◎デジタル式運行記録計

◎就業規則・労使協定等の作成・変更

◎労働能率の増進に資する設備・機器等（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト等）

などの導入・更新。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　お問い合わせは当事務所まで！